

秋田焼山の噴火警戒レベル判定基準

令和5年3月24日

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に噴火による重大な被害を及ぼす現象が切迫あるいは発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に切迫、あるいは到達した場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合に、活動状況を勘案しながら判断する</p>
4	<p>【居住地域に噴火による重大な被害を及ぼす現象の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の現象のいずれかが観測された場合 ・噴火活動等がみられるなかで、規模の大きな地震の増加や地殻変動など、さらなる活発化を示す現象 ・溶岩ドームの成長（ただし、場所や規模、成長速度を考慮する） 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合に、活動状況を勘案しながら判断する</p>
3	<p>【想定火口域から概ね4 km以内に重大な影響を及ぼす噴火等の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の現象のいずれかが観測された場合（レベル2の基準の現象を超えるような状況を想定） ・火山性地震や火山性微動の更なる急増及び規模（振幅）の増大 ・山体膨張を示す顕著な地殻変動 ・溶岩ドームの形成（ただし、場所と規模を考慮する） <p>【想定火口域から概ね4 km以内に重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の現象のいずれかが観測された場合 ・大きな噴石が想定火口域から概ね1 kmを超え4 km以内に飛散する噴火 ・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が想定火口域から概ね1 kmを超えて居住地域までは到達しない距離に流下、あるいは流下した可能性がある場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、レベル2の状態に戻る傾向が明瞭になった場合</p> <p>なお、活発化前の状態に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル2に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル3に戻す</p>
2	<p>【火口周辺（想定火口域から概ね1 km以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の現象が観測された場合 ・低周波地震が複数回発生又は火山性微動（微小なものを除く）の発生（ただし、発生場所を考慮する） ○次の現象が複数項目観測された場合 ・火山性地震の増加（ただし、発生場所を考慮する） ・山体浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動 ・活発な噴気活動、地熱域の拡大、顕著な地中温度の上昇など熱活動の活発化 <p>【火口周辺（想定火口域から概ね1 km以内）に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の現象が観測された場合 ・想定火口域から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散 ・想定火口域からの有色噴煙を観測 ・火砕流・火砕サージの発生 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなった、あるいは、地震活動が活発化前の状態に戻る傾向が明瞭になり、地殻変動、噴気活動、熱活動等に活発化の傾向がみられなくなった場合</p> <p>なお、活発化前の状態に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す</p>

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（引き下げるときも同様）。
- ・レベル5からレベルを引き下げる場合には、原則としてレベル4ではなくレベル3に引き下げるものとする。
- ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。